

主な税制改正

■所得税の住宅借入金等特別控除の改正

・平成 20 年から控除を受ける人は、控除限度額が最初の 6 年はローン残高の 1% (最高 20 万円)、残りの 4 年はローン残高の 0.5% (最高 10 万円) に縮小されました。
 ・省エネ性能が上がる断熱工事が住宅ローン控除の対象になりました。

■寄付金控除制度の改正

ふるさと納税による寄付金のうち、一定の金額を限度として 5000 円を超える金額が所得税では所得控除が、市・県民税では税額控除がされます。

■医療費控除の改正

メタボリックシンドローム (内蔵脂肪症候群) によって診断基準を満たす特定保健指導を受けた場合の指導料 (自己負担額) が医療費控除の対象となりました。

■減価償却資産について

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、残存価格が取得価格の 5% に達した翌年以後、5 年間で 1 円まで均等償却することになりました。
 (既に耐用年数が過ぎている資産については平成 20 年から 5 年間で均等償却するようになります)

■市・県民税から住宅借入金等特別控除ができる場合があります

平成 11 年から 18 年末までに入居した方で、税源移譲により所得税から控除すべき住宅借入金等特別控除が控除しきれなくなった場合には市・県民税から控除できる場合があります。一定の要件がありますので、市役所税務課までお問い合わせください。

■平成 19 年分から地震保険料控除が創設されました

「損害保険料控除」はなくなりましたが、平成 18 年 12 月 31 日以前に契約した長期損害保険料は、下記「(2) 旧長期損害保険料」により地震保険料控除ができます。

○所得税

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5 万円以下	支払金額
	5 万円超	一律に 5 万円
(2) 旧長期損害保険料	1 万円以下	支払金額
	10,001 円～20,000 円	支払金額 ÷ 2 + 5000 円
	20,001 円～	一律に 1 万 5000 円
(1)・(2) の両方がある場合		(1)・(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高 5 万円)

○市・県民税

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5 万円以下	支払金額 ÷ 2
	5 万円超	一律に 2 万 5000 円
(2) 旧長期損害保険料	5000 円以下	支払金額
	5001 円～1 万 5000 円	支払金額 ÷ 2 + 2500 円
	1 万 5001 円～	一律に 1 万円
(1)・(2) の両方がある場合		(1)・(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高 2 万 5000 円)

申告相談の電話自動予約をご利用ください 予約専用電話番号 62 - 6277

2月12日 午前10時より
電話自動予約受付を開始します

電話自動予約システム
 ● 2月12日の10時から申告相談の受付が電話で予約できます (24時間)。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。(IP電話から予約はできません)
 ● 相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。
 ● 利用方法は右のとおりです。また、市県民税の申告書と一緒に送付した「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。
 ● 電話予約は該当地区以外は受け付けできません。
 ● 3月13日、16日の予約はできません。

	電話音メッセージ	押す(ダイヤルする)番号
①	「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に『* (星印)』と『0 (ゼロ)』を続けて押してください。」	発信音の後に、あなたの電話機の [✕]、続けて [0] を押してください。(●へ進めない方は携帯電話からおかけ直しください)
②	「予約は『1』、取り消しは『3』、確認は『5』を押してください。」	予約は [1] を押す (予約を取り消すとき: [3]、予約を確認するとき: [5])
③	「あなたの自宅の固定電話番号を押してください」	あなたの自宅の電話番号を押します 62局 1234 番なら [6][2][1][2][3][4] と押します。
④	「あなたの電話番号は⑥②の①②③④ですね。よろしければ『1』、間違っている場合は『3』を押してください。」	番号が正しいときは [1] を押します (③を押すと、もう一度●に戻ります。)
⑤	「予約希望の月日を押してください」	4けたで押します 2月20日なら [0][2][0] と押します。
⑥	「予約希望時間を押してください。」 (予約時間は午前9時から午後3時30分まで、30分単位で受け付けます。)	24時間形式、4けたで押します 午前9時の場合は [0][9][0][0] と押し、午後2時30分の場合は [1][4][3][0] と押します。
⑦	「予約は、〇月〇日〇〇時〇〇分になります。よろしければ『1』、時間が不都合なら『3』、希望日を変えたいときは『5』を押してください。」 (希望時間が予約でいい場合は、別の希望時間を押してください)	予約日時がよければ [1] を押します (時間を変えたいとき: [3] (●に戻ります)) 日を変えたいときは: [5] (●に戻ります)
⑧	「当日多少お待ちいただくこともありますが、あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで、受付を終わります。」	最後まで聞いてから受話器を置いてください これで予約完了です。当日は、予約時間までに相談会場へお越しください。

市・県民税の申告

平成 20 年中 (1 月 1 日～12 月 31 日) に所得のあった方は、所得の多少にかかわらず 3 月 16 日までに申告してください。ただし、税務署から通知のあった方は、税務署指定の相談日に申告してください。

市・県民税の申告の必要のある方

- ① 平成 21 年 1 月 1 日現在で飯山市に住所がある方、居住している方
 - ② 飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方
- ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
 ▼ 税務署へ所得税確定申告書を提出する方
 ▼ 収入が 1 カ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方
 ※ 2 カ所以上から給与や年金をもらっている方や「給与支払報告書」が提出されていない方、各控除を受けようとする方は申告が必要です。
 ▼ 所得が全くなく、扶養親族になっている方
 申告の問い合わせは市役所税務課 (☎ 0269-3111 内線 161、162) までお願いします。

所得税の申告

所得税の確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。
 2月16日から3月16日までの間に、信濃中野税務署 (☎ 0269-3151) へ申告してください。申告期限間近は大変混雑しますので、お早めをお願いします。

税理士による無料相談
 ① 年金受給者・給与所得者の還付申告
 日時 2月3日(火) 午前9時30分～午後4時
 場所 次の各税理士事務所

申告相談を行います

- 申告相談受付時間 (各会場とも) 午前9時～11時30分、午後1時～3時
- 持ち物 ①前年中の所得がわかるもの (源泉徴収票、営業や農業、不動産所得の収支内訳書、農業所得の申告書控など) ②生命保険、地震保険、国民年金保険料等の払い込み証明書類 ③印かん

(各地区の日程は下表をご覧ください)

税の申告は早くお早めに

申告期間
2月16日
～
3月16日

申告相談の日程

月日	会場	対象地区
2月18日(水)	秋津地区活性化センター	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船
19日(木)		大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央、南善寺
20日(金)	富倉地区活性化センター	富倉地区全域
23日(月)	柳原地区活性化センター	藤ノ木、山口、四ツ屋、上新田、大川、涌井、堰口、大平
24日(火)		小佐原、南条、笹川
25日(水)	瑞穂地区活性化センター	戸那子、中組、富田、福島、関沢
26日(木)		神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原
27日(金)	岡山地区活性化センター	岡山地区全域
3月2日(月)	常盤地区活性化センター	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野
3日(火)		大倉崎、柳新田、戸隠、小沼
4日(水)	太田地区活性化センター	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷
5日(木)		蕨野、曾根、今井、大深
6日(金)	外様地区活性化センター	外様地区全域
9日(月)	木島地区活性化センター	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田
10日(火)		安田、坂井、下木島、天神堂
11日(水)	飯山市公民館	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町
12日(木)	飯山市公民館	本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、曙町、西山、分道、金山、斑尾、南新町、松倉
13日(金)	飯山市公民館	市内全域
16日(月)		